

## 運動部活動に係る活動方針

### 1 運動部活動の基本的な考え

- (1) 運動部活動は、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であり、体力の向上や健康の増進にも効果的であることから、学校の教育目標に基づき、計画的に実施する。
- (2) 生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、運動部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、適切な運営を図る。
- (3) 運動部活動は、自己肯定感、責任感、連帯感を育成し、達成感、充実感を得ることを目指す。また、節度ある学校生活を送らせ、学習と部活動の両立を図る。
- (4) 部活動の主役は生徒であることを認識し、生徒の個性を尊重し運営するとともに、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。あわせて、仲間や指導者との好ましい人間関係の形成を図る。

### 2 活動計画等について

- (1) 運動部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成する。また、学校の運動部活動に係る活動方針並びに活動計画を公表する。
- (2) 生徒の心身の健康管理、事故防止の観点から合理的で効率的・効果的な活動を推進し、科学的な見地に基づき最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定し実施する。

### 3 活動時間等について

- (1) 1日の活動時間（準備、片付けの時間は含めない）は、平日は2時間程度まで、休業日は4時間程度までとし、週当たりの活動時間の上限は、16時間未満とすることが望ましい。
- (2) 学期中は週あたり1日以上を休養日とする。また、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (3) 原則として、朝の活動は行わず、放課後に活動する。
- (4) 長期休業中等に、一定の連続した休養期間を設ける。
- (5) 生徒の安全面に十分配慮し、気象庁等公的機関から注意情報や警報等が発信された場合は迅速、適正に対処する。

### 4 学校単位で参加する大会等について

- (1) 学校単位で参加する大会等については、生徒の教育上の意義や負担が過度とならないことを考慮し、参加する大会等を精査する。

### 5 その他

- (1) 文化部活動については、文化部活動の特性を踏まえつつ、本活動方針の「2 活動計画等について」及び「3 活動時間等について」に準じた取扱いをする。